

事 務 連 絡
平成 18 年 7 月 26 日

地方農政局整備部設計課長 殿

農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

契約後 V E 方式の積極的な取組みについて

工事の契約後 V E 方式は、「契約後 V E 方式の入札契約手続き等について」(平成 10 年 3 月 24 日付け 10 地第 321 号 大臣官房地方課長通知)に基づき実施しているが、近年、V E 提案採用数が少数に留まっている。本方式は、コスト縮減に寄与するものであること、及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴い、技術提案の促進を図ることとしており、一層積極的な取組みが必要であり、下記のとおり通知するので周知徹底願いたい。

記

- 1 . 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針(平成 12 ~ 20 年度)」、「公共事業コスト構造改革プログラム(平成 15 ~ 19 年度)」、「農林水産省行政効率化推進計画(平成 18 年 6 月 30 日改定)」におけるコスト縮減対策に寄与するものであることから、特に技術的工夫の余地の少ない工事を除き契約後 V E 工事の対象とし、受注者から積極的な技術提案がなされるよう取組むこととする。
- 2 . V E 提案準備期間の確保(15 日以上)が必要であり、それを見込んだ工期確保に努められたい。
- 3 . V E 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、経済性を評価することが必要であるが、その採否については、原則 14 日以内に通知することとしているので、提案を受けた事業所及び農政局にあっては迅速な審査を行うよう留意すること。
- 4 . V E 提案に対する取扱いについては、書面による処理を徹底すること。
また、技術資料を受付けるまでに至らなかった場合には、打合せ簿等にその理由を付し通知すること。
- 5 . 採用しなかった V E 提案内容を、その後設計変更において反映し、減額処理する等の対応は行わないこと。